

平成31年度千葉市市民参加・協働実施計画についての事前質問・回答

【質問1】「公募委員を含む附属機関」について

4月より委員の募集を予定している附属機関の所管課へ照会しました。該当の附属機関は以下のとおりです。

附属機関の名称	応募資格	所管課
健康づくり推進協議会	1年以上市内在住・在勤・在学で18歳以上の方 健康づくりに関する活動を行っている方	健康支援課
子ども・子育て会議	1年以上市内在住・在勤・在学で18歳以上の方 小学生以下の子どもの保護者	こども企画課
環境審議会	1年以上市内在住・在勤・在学で18歳以上の方	環境総務課
バリアフリー基本構想推進協議会	1年以上市内在住・在勤・在学で18歳以上の方	交通政策課
地域公共交通活性化協議会	1年以上市内在住・在勤・在学で18歳以上の方	交通政策課
学校教育審議会	1年以上市内在住・在勤・在学で18歳以上の方	教育委員会 企画課

1. 公募委員に対し、事前に附属機関の内容や公募委員に求められている役割の説明を行い、公募委員が発言しやすいように努めているか。

→【回答】上記6つ全ての審議会において予定しております。

2. 会長に対し、公募委員が発言しやすい会議の運営について、事前をお願いしているか。

→【回答】上記6つ全ての審議会において予定しております。

【質問2】「(仮称) 千葉市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について (2ページ 区分別番号4)

無料低額宿泊所はこれから設置されるのか。その概要を知りたい。また、不正受給対策室が所管課になっている理由は何か。

→【回答】(保護課不正受給対策室)

【無料低額宿泊所の概要】

生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業(根拠法令 社会福祉法第2条第3項第8号)

事業開始後、届出をしなければならない(社会福祉法第69条第1項)。

【届出施設数】

37施設(平成31年3月1日現在)

【所管課となっている理由】

無料低額宿泊所は、生活保護受給者が多数入居している施設であるが、施設への指導等については、生活保護法を根拠にするものではなく、生活保護法に定める事務監査とは性質が異なること、より機動性を持った対応が求められることから、保護課から独立した動きのできる不正受給対策室の所管としたものです。

【質問3】「次期基本計画策定に係るワールドカフェ」について(10ページ 区分別番号2)

100人を公募するというが、どのように集めるのか。次期基本計画策定ならば、次期を担うであろう人に、意識的に来てもらう工夫が必要ではないかと考える。

→【回答】(政策企画課)

市政だより等での公募のほか、各区役所、公民館、図書館、民間店舗等でのポスター掲示・チラシ配布による募集や、市広報媒体のSNSによる募集を予定しています。また、ご指摘のとおり、市としても将来世代の参加が重要と考えており、市立高校や、千葉市・大学連絡会議構成大学(15大学等)との連携などによる、若年世代の参加促進に向けた検討を進めています。

【質問4】「市政だより」について(28ページ 区分別番号6)

昨年業者委託で戸別配布になったのではないかと考える。

→【回答】(広報広聴課)

ちば市政だよりは、平成29年10月から全戸配布しており、大部分の地域では委託業者である(株)地域新聞社が配布しています。一方で、市民配布事業も地域コミュニティの振興・醸成のため継続しており、一部地域(約1割)では地域団体が配布しています。

【質問5】「墓地に関するアンケート調査」について（16ページ 区分別番号4）

調査の対象目標数はどのくらいか。市民の意向を市としては把握したいのだろうが、一方で現在の墓地管理の実態を調べる必要はないのか。

→【回答】（生活衛生課）

アンケートの調査対象は、無作為に抽出した市内40歳以上の世帯主3,000人を対象とし、回収想定率は40%（1,200人）としています。また、墓地管理の実態につきましても、アンケートにより調査いたします。なお、市営霊園の墓地管理の実態（未承継の墓地や、各利用者の管理料の納付状況等）につきましても把握しています。また、平和公園では指定管理者による利用者アンケートも実施しております。

【質問6】「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」について（53ページ 区分別番号1）

毎年どのように、どんな内容で実施しているのか。具体的施策の基礎資料とあるが、役に立っているのかどうか。また、男女共同参画審議会（5ページ 区分別番号8）と連動しているのか。

→【回答】（男女共同参画課）

市民意識・実態調査は、千葉市男女共同参画センター指定管理者の指定管理事業の一つとして行っているものであり、毎年度、指定管理者が事業計画を策定する際に市と協議の上、男女共同参画に関する調査テーマを決定しております。

調査結果は、指定管理者が企画し実施する講座等へ活用するほか、ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの指標の進捗管理において利用しており、千葉市男女共同参画審議会において指標の進捗状況を報告し、ご意見をいただいております。

【質問7】「31年度に実施する主な取組み」について

その他の市民参加手続で、「市長への手紙等」を取り上げているが、新しいものではないのに取り上げた意図は何か。

→【回答】（市民自治推進課）

こちらの区分に該当する取組みが三つのみであり、より多くの市民に身近な取組みを選んだ結果、市長への手紙を取り上げることにしました。